

左京区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法第37条第7項の規定により指定した指定投票区及び同法施行令第26条第1項により定めた指定関係投票区を変更したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

平成23年10月31日

左京区選挙管理委員会
委員長 川 並 忠 造

	指定投票区	指定関係投票区	備考
変更前	第6投票区	第1投票区～第5投票区及び第7投票区～第41投票区	
変更後	第17投票区	第1投票区～第16投票区及び第18投票区～第41投票区	平成23年 10月25日変更

(左京区選挙管理委員会事務局)